

2025 年 10 月 24 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都中央区銀座七丁目 3 番 5 号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役社長 米田 光宏

株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「承継会社」といいます。）と株式会社ツナググループ・コンサルティング（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 7 月 31 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 201 条に定める事項は下記のとおりです

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割における差止請求手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 本件吸収分割における反対株主の株式買取請求手続の経過

承継会社は会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所を株主に対して通知を行いましたが、同条第 1 項の規定による株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 本件吸収分割における債権者異議手続きの経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 12 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 本件吸収分割により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社の常用型派遣事業を含む人材サービス支援事業及びコールセンター事業に関する権利義務を吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

4. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2025 年 10 月 7 日付けで変更登記申請を行いました。

5. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はございません。